

# 年金一時払請求書(遺族用)

一般財団法人 全国農林漁業団体共済会 行

証書番号	制一	施一	
退職(遺族)年金 契約者氏名			
受給者氏名	フリガナ	実印	契約者との続柄
受給者個人番号		※受給者個人番号は、施設年金で、受給権評価額(一時金受取額)が100万円を超える場合のみ記入してください。 ※ご提供いただく個人番号については、相続に係る法定調書の作成に使用します。	
受給者住所	フリガナ		
	〒		
電話番号	— —		
送金口座	金融機関名	農協 信連 銀行 信金 信組 労金	店舗名 本店(所) 支店(所)
	金融機関コード	「ゆうちょ銀行」への送金は取り扱っておりません。	店番号
	預金種目	口座番号(右づめ)	フリガナ
	1 普通    2 当座 4 貯蓄    9 その他		口座名義

※ 添付書類

- ① 退職(遺族)年金支払証書(紛失の場合は紛失届)
- ② 年金契約者との続柄が確認できる全部事項証明書(戸籍謄本)原本(発行から3ヶ月以内)
- ③ 印鑑登録証明書原本(発行から3ヶ月以内)
- ④ 同順位の受給権者が複数の場合、給付金(一時金)受給に関する同意書
- ⑤ 受給者となる遺族の個人番号および本人確認書類

※施設年金で、受給権評価額(一時金受取額)が100万円を超える場合のみ

<個人番号および本人確認書類>

- (ア) 「個人番号カード」の写し(両面)
- (イ) 「通知カード」および「運転免許証」の写し(片面※)
- (ウ) 個人番号が記載された「住民票」(コピー不可)および「運転免許証」の写し

※ 転居している場合、運転免許証は両面の写しが必要となります。

※ 運転免許証が無い場合、「運転経歴証明書」、「パスポート」もしくは、「健康保険証および年金手帳」の写しを貼付してください。

あなた様からご提供いただきます個人情報につきましては、年金一時払いの給付事務を円滑に行うために利用させていただきます。以上「『個人情報の保護に関する法律』第18条第2項」の定めに基づき、ご通知申し上げます。